

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機
（319））

2. 日時：令和2年4月22日 13時30分～14時50分
17時00分～19時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐※、千明主任安全審査官、服部主任安全審査官※、角谷安全審査官、照井安全審査官※、日南川技術参与※

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長他28名※

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、第43条重大事故等対処設備、重大事故等対策における共通事項等について、4月10日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

- 第4保管エリアに対する3号ろ過水タンク等の溢水影響評価について、評価条件として壁や排水路等をどのように考慮したのか整理して説明すること。
- 使用可能な場合に活用するサブルートについて、基準適合の観点から位置付けを明確にすること。
- 重大事故時に想定される自然現象として土石流を考慮するのか否か、土石流の位置付けを明確に説明すること。
- 「限りのある耐震性のある平地」について、趣旨が不明なため整理して説明すること。
- 有効性評価における作業成立性の時間評価において、時間的により厳しいアクセスルートを用いた場合に余裕時間を考慮しても成立性があることが分かるよう整理して説明すること。
- 土石流が発生した場合のアクセスルート復旧に向けた対応を「土砂撤去作業時の安全確保を図ったうえで実施する」とした方針について、安全確保の内容を具体的に説明すること。また、その対応方針に対して設置許可基準規則への適合性が分かるように説明すること。
- 新たに設置することとした「アクセスルート（要員）」について、構造を

含めた詳細を説明するとともに、そのルートを用いて要員がどのような重大事故対策を行うのか説明すること。

- 屋内のアクセスルートについて、「迂回路」が屋内アクセスルートに含まれるのか位置付けを整理して説明すること。【パワポP.30 千明】
- 第一保管エリア等の配置図において、アクセスルートに必要な通行幅（3.0m 以上）が確保できていることが分かるよう記載を工夫すること。
- 第4保管エリアについて、岩盤と埋め戻し部の境界で生じ得る段差等についてどのように考えているのか整理して説明すること。
- 自主対策設備である3号炉取水管点検立坑へのサブルートについて、アクセスルートと同等の信頼性を有するとしているが、サブルートは耐震性等の評価を行わないことから、適切な表現を検討すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし